（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
二　特定役務　協定の附属書Ⅰ日本国の付表４に掲げるサービスに係る役務をいう。
三　建設工事　協定の附属書Ⅰ日本国の付表４に掲げる建設工事をいう。
四　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
五　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（次項及び第３項により算定するものとする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。
一　物品等の調達契約国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
二　特定役務のうち建設工事の調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち上記以外の調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　前項の予定価格は、物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、次の各号によるものとする。
一　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額
二　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月を超える場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（見積残存価額を含むものとする。）
三　期間の定めがない場合又は前２号に該当するかが判別し難い場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。
３　第１項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。
４　第１項にかかわらず、センターの締結する物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国又はセンターの行為を秘密にする必要があるものなど協定第23条に該当するものとして、総長が認める調達契約に係る事務については、この規程は適用しない。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　総長又はその指名を受けた役職員（以下「資格審査者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、センターの競争入札に参加しようとする者（厚生労働省の競争に参加する者に必要な資格を有する者又は当該資格を申請する者を除く。）から競争に参加する者に必要な資格の審査について申請を受けたときは、随時に行わなければならない。
２　総長又はその指名を受けた役職員（以下「公示義務者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに前項に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
３　公示義務者は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　調達をする物品等又は特定役務の種類
二　第１項に基づく資格の有効期間及び当該期間の更新手続
（一般競争の公告）
第５条　総長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　総長は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。ただし、第11条第１項第１号に該当する場合は、この限りでない。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
六　第10条に規定する文書の交付に関する事項
七　落札者の決定の方法
２　総長は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　総長は、第１項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日
三　契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課等の名称
（指名競争の公示等）
第７条　総長は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても、公示するものとする。
３　前項の規定により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号、第３号及び第４号に掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
（公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　資格審査者は、総長が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から第４条第１項の規定による競争参加者の資格について申請があったときは、速やかに、その者が競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　総長は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項を通知しなければならない。
３　総長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあっては競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　総長は、第１項に規定する一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便による入札）
第９条　総長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。